

研修施設認定と指導医認定をめぐる Q&A (第3版 H23.11.24)

専門医制度委員会 資格・研修施設認定委員会

1、指導医

認定開始が2006年からの過渡的措置期間の指導医の方について

Q：いわゆる過渡的期間に認定を受けた指導医であるが、更新の要件は？

Q：平成23年(2011年)3月末日までの認定であったが、更新申請書を締め切りの6月末日までに提出せず、指導医の認定を更新できなかった(認定を喪失した)。改めて指導医の認定を受けたいが、どうしたらよいか。

指導医の要件・役割等

Q：指導医の役割について改めて解説してほしい。

Q：指導責任者の要件は何か？

Q：指導医は資格か？

Q：研修施設に所属していない場合にも、指導医に認定されていることを履歴書に書くことはできるか？

Q：指導医の認定は研修施設に属していない場合も有効か？

指導医の審査・認定

Q：今後の指導医の審査・認定はどのようにおこなわれるのか。

Q：非常勤勤務で指導医として認定を申請できるか？研修施設でない医療機関勤務の場合、指導医の認定を受けることは意味がないか？

Q：精神科臨床経験の算定について。大学院および留学中の臨床経験、および産休期間は年数に入るか？

Q：非常勤で勤務した期間は臨床経験に参入できるのか？

Q：現行の「新卒後臨床研修制度」における精神科の研修は、専門医制度の研修歴に入るか？

Q：研修医、指導医という呼び方は、新臨床研修制度が始まったところで混同しやすい。研修医といっても、病院での雇用は一職員だと思うが。

2、研修施設

Q：平成23年6月末日までの研修施設の更新手続きができず認定が失効したが、どうすればよいか。

Q：研修施設の認定を受けたが、指導医数が不足していると研修施設認定は取り消されるのか？

Q：研修施設に認定されたが、研修医の指導をはじめするには何をしたらよいか。

Q：研修施設に必要な研修環境が、7項目の共通基準として設けられているが、この基準はすべて充足しないといけないのか、例えばどの程度図書があればよいのか？

Q: 研修施設認定審査申請書のうち、①ケーススーパービジョンとは何か、申請書にはどう書くのか、④診療会議とは何かについて

Q: 研修施設の認定を受けたが、その後申請時と看護師数や医師数が変わった。指導医認定を受けた医師が1人大学の医局に戻った。看護師が多数辞めて看護基準が20:1から大幅に低下した。こういう場合、何をしたらよいのか?

Q: ところで、研修施設の認定基準に関して、①常勤医師換算は精神科医に限定されるのか? ②常勤医師換算で、担当患者数48名以下の基準と、③看護基準について具体的に説明してほしい。

Q: 総合病院で、混合病棟の中から「精神科の病床」をもらって入院治療(精神保健福祉法による入院ではない)を行っている。施設申請にあたって、このような病床は精神科病床に該当するか?

Q: クリニックの場合、研修施設の申請は可能か。

Q: 研修施設として、児童相談所は該当するか(児童相談所にも精神科医が配置されている)。

1、指導医

認定開始が2006年からの過渡的措置期間の指導医の方について

Q: いわゆる過渡的期間に認定を受けた指導医であるが、更新の要件は?

A: 平成21年(2009年)度末までに日本精神神経学会専門医になっていることおよび過渡的措置期間が終了するまでに指導医講習会IとIIを受講していることが要件です。委員会で調査し、指導医講習会IとIIを受講していない方、専門医ではない方には平成23年に失効のご通知を送付しています。新たに指導医を申請して頂く場合には、要件を確認していただき新規で指導医認定申請書を提出して頂くこととなります。また、指導医の更新については認定期限の5ヶ月程前(10月末以降)にお知らせしますので、以後12月末までに更新申請書を提出して頂きます。

Q: 平成23年(2011年)3月末日までの認定であったが、更新申請書を締め切りの6月末日までに提出せず、指導医の認定を更新できなかった(認定を喪失した)。改めて指導医の認定を受けたいが、どうしたらよいか。

A: 平成23年3月31日に認定期間が終了した指導医の方々への更新のご案内が、事務局の引越しや東日本大震災の影響で、大変遅れました。お詫び申し上げます。

更新手続き締め切りを平成23年6月末日で行いましたが、この更新手続きに諸事情で間に合わなかった方々は、平成23年6月末日付けで認定が失効となっております。ただし、

今年 12 月 31 日までに指導医認定申請書（様式 3）を提出いただく方については、7 月 1 日に遡って指導医認定を行うことにしております。手続きをお忘れなく行っていただくようお願い致します。（被災地県につきましては別途ご案内いたしております。）

指導医の要件・役割等

Q：指導医の役割について改めて解説してほしい。

A：指導医は日本精神神経学会専門医制度指導医の略称ですが（以下指導医）、日本精神神経学会が認定する専門医制度研修施設において、専門医制度委員会が定める研修ガイドラインにもとづいて精神科専門医制研修医が研修手帳に明示されている所定の研修を行えるように指導援助する役割を担うものです。指導医は認定された研修施設における専門医の役割であり、資格ではありません。指導医は精神科臨床経験 5 年以上の医師で、精神科専門医でなければなりません。専門医制度委員会に認定の申請を行い、要件を充足している者についてのみ認定される専門医の役割です。指導医は、日本精神神経学会専門医制度研修施設においてのみ名乗ることが出来るもので、他の施設においては名乗ることはできません。研修施設において、指導医が 1 人の場合は指導責任者を兼務します。2 人以上の場合は 1 人の指導責任者を決めなければなりません。

Q：指導責任者の要件は何か？

A：指導責任者の経歴要件は指導医と同じです。研修施設長は、指導医の中から指導責任者をきめなければなりません。

Q：指導医は資格か？

A：指導医は日本精神神経学会専門医制度では個人に与えられる資格ではありません。認定された研修施設における専門医の 1 つの役割であり、他の学会の指導医とは異なりますのでご注意ください。

Q：研修施設に所属していない場合にも、指導医に認定されていることを履歴書に書くことはできるか？

A：前項に述べたように専門医制指導医は、研修施設における役割であり個人の資格ではありません。したがって、非研修施設では専門医制指導医を名乗ることはできません。ただし、専門医制指導医の認定を受けていることは、必要があれば履歴書に記載することができます。

Q：指導医の認定は研修施設に属していない場合も有効か？

A：細則第 25 条 2 にありますように、専門医制指導医の認定は「その医師が研修施設に所属する限りにおいて有効であり、その医師が研修施設から非研修施設に移動した場合

は、専門医制指導医を名乗ることはできない」とされています。しかし、その後研修施設に異動した場合には、再度専門医制指導医を名乗ることができます。

指導医の審査・認定

Q：今後の指導医の審査・認定はどのようにおこなわれるのか。

A：今後の指導医の認定は、随時認定申請を受け付け四半期ごとに書類審査のうえ認定することになっています。

新規の指導医認定は申請日から約5年後の3月31日となります（更新は5年毎になります）。

指導医の認定要件は、医師国家試験合格後に3年間の精神科研修を含む5年以上の精神科臨床経験を有していることと精神科専門医であることが必要です。

更新する場合は5年間の間に指導医講習会を受講して下さい。指導医講習会の予定については、学会誌およびホームページでご案内いたします。

Q：非常勤勤務で指導医として認定を申請できるか？研修施設でない医療機関勤務の場合、指導医の認定を受けることは意味がないか？

A：非常勤で勤務する場合においても研修施設における勤務であれば研修医の指導に関わることができます。また、研修施設に勤務していなくても、研修施設の研修プログラムの一部を研修施設外で、研修指導責任者の委託により分担することができます。その場合、研修施設のプログラムに明示されていなければなりません。

Q：精神科臨床経験の算定について。大学院および留学中の臨床経験、および産休期間は年数に入るか？

A：研修ガイドライン 2-12 に明記されていますように、「・・・臨床系大学院生であった期間については、主任教授から報告された、専ら研究のためではない診療に従事した実時間を、32時間×48週で除した値を換算年数とみなす・・・」ことになっています（もちろん、週に32時間を超えて従事しても、1週間の経験とみなされます）。

留学期間にもこの規定が準用されます。なお、産休期間は研修期間に算定することとして、既に実施しています。産休期間については勤務先の規定に準じます。

Q：非常勤で勤務した期間は臨床経験に参入できるのか？

A：精神科臨床実従事時間が1年間に週4日（32時間）×48週（常勤医年間の基準勤務時間）以上の場合は1年。週4日（32時間）×48週未満の場合は、精神科臨床実従事時間を週4日（32時間）×48週で除した値を換算年数として、精神科臨床経験を評価します（上記と同じく、週32時間を超えても、1週間の経験とみなされます）。

Q: 現行の「新卒後臨床研修制度」における精神科の研修は、専門医制度の研修歴に入るか？

A: 入りません。「新卒後臨床研修制度」における精神科の研修は、一般医のための精神科研修であり、精神科専門医のための研修ではありません。

Q: 研修医、指導医という呼び方は、新臨床研修制度が始まったところで混同しやすい。研修医といっても、病院での雇用は一職員だと思うが。

A: 研修施設では一職員だと思います。もちろん、学会内部での呼称です。

2、研修施設

Q: 平成 23 年 6 月末までの研修施設の更新手続きができず認定が失効したが、どうすればよいか。

A: 平成 23 年（2011 年）3 月末日で研修施設の認定が終了した施設の更新については、学会事務所の移転や震災の影響もあって、大変に更新の手続きの案内が遅れましたことをお詫び申し上げます。更新手続き締め切りを平成 23 年 6 月末日で実施しましたが、今回の更新手続きを失念され、認定が失効となった施設も少なくありません。ただし、12 月 31 日までに研修施設認定審査申請書（様式 2）を提出された施設について、研修施設の要件について審査した上で 7 月 1 日に遡って認定することにしております。お忘れなく手続きを行ってください。（被災地県につきましては別途ご案内いたしております。）

Q: 研修施設の認定を受けたが、指導医数が不足していると研修施設認定は取り消されるのか？

A: 研修施設として認定されるには、指導医の存在が必須です。単科精神科病院では指導医は 2 人以上、その他の施設は 1 人が必要です（細則第 16 条参照）。指導医を欠くに至った場合には研修施設の認定は取り消されます。指導医など研修施設に必須の要件に変化があった場合には、6 ヶ月以内に届け出ると共に、その問題の解消のための措置をとらなければなりません。研修施設の要件を欠いたままでは、専門医制研修医のせつかくの研修が、研修歴として認定されなくなる可能性もあるのでご注意ください。

Q: 研修施設に認定されたが、研修医の指導をはじめするには何をしたらよいか。

A: まず、日本精神神経学会から研修手帳（1 部 3,000 円）を購入してください（URL: <http://www.jspn.or.jp/> 学会ホームページから購入申込書をダウンロード。購入費用の負担は研修医か研修施設かは、個々に決めてください）。研修医は研修開始してから 3 か月以内に（研修開始日は届け出日から最大 3 か月しか遡れません）研修手帳に添付され

ている研修開始届けを提出します。また日本精神神経学会への入会は要件となっており、必ず入会手続きを行って下さい。

院内に指導医が複数の場合には、指導責任者を一人決めます。

精神科専門医制度規則施行細則第 26 条には「指導責任者は、所属研修施設における指導医の指導と監督、研修プログラムの作成、研修修了の認定、その他必要な業務を行う。」とあり、第 28 条には「研修施設の指導責任者は、研修施設長の責任において、研修の実情について、年一回、様式 4 の書類（研修実績報告書）により専門医制度委員会に報告するものとする。」となっています。また、第 27 条には「研修施設長は、次の各号に掲げる業務を行う。(1) 研修医の受け入れ、(2) 研修修了証の発行、(3) 研修の実情についての専門医制度委員会への報告（研修実績報告書）、(4) その他必要な業務」と規定されています。年度末に提出する**研修実績報告書には研修プログラムを添付**することが求められています。

したがって、指導責任者は、研修施設の指導医によって行われた症例や研修事項の研修の評価にもとづいて、研修手帳の事項毎に研修修了の認定を行います。

研修の認定は、同じ研修施設で 1 年以上研修する場合には、年度末を区切りとするなど、適切な区切りの時期に修了認定を行ってください。研修医が別の施設に移る場合は、移る前にそれまでの研修で修了と認定できる事項について評価・認定を行ってください。

また研修施設長および指導責任者は、研修環境の整備に心がける必要があります。研修環境は次項に述べるとおりです。

なお、**研修施設認定を更新された施設は平成 22 年度評議員会・総会で決議された更新料 2 万円の納付が必要**です。

Q：研修施設に必要な研修環境が、7 項目の共通基準として設けられているが、この基準はすべて充足しないといけないのか、例えばどの程度図書はあればよいのか？

A：

参考：研修施設認定基準の共通事項（細則より）

- (1) 研修プログラムがあること。
- (2) 第 2 3 条に規定する指導医がおり、なおかつそのなかから指導責任者を置くこと。また、指導医は所定の指導医講習会に参加していること。
- (3) 基本的知識について講義があること。
- (4) 実習検討会、症例検討会、ケーススーパービジョン（外来症例も含む）が行われていること。
- (5) 診療科スタッフ会議に研修医も参加できること。
- (6) 学会・講習会への研修医の出席が保障されていること。
- (7) 研修に必要な図書が整備されていること。

現在個々について、厳密な基準は設けておりません。(1)、(2)は精神科専門医制度の研修施設として研修手帳に沿った**研修プログラム**(部分的プログラムも含む)をもち実施できることは**必須**ですし、日本精神神経学会の専門医制度による研修施設ですから(6)の**学会・講習会参加**を認めていない施設が要件を欠くことは明らかなです。また、医師免許取得後3年目以降の専門医制研修医ですから、(5)の診療会議に参加できないことは通常考えられません。したがって、**以上の(1)、(2)、(5)、(6)は必須事項**です。(3)基本的知識についての講義、(4)ケースについての指導、は施設によって現状は濃淡あると思いますが、**これを欠く施設は認定されません**ので、必ず実施するようにしていただきたいと思います。日本専門医制認定機構におけるヒアリングで、日本精神神経学会専門医制は非常によくやっているという全体的評価を受けましたが、研修施設の質的な面の強化の要望がありました。また、平成23年度には日本専門医制認定機構は、今後2年間掛けて、すべての研修施設への立ち入り調査を実施する計画を立てています。研修プログラムの策定や実施状況、指導医、研修環境の整備などが調査対象になるとおもわれます。専門医制度委員会としましても、この点を今後重視していく予定ですので、研修施設におかれましても自発的なご努力をお願いしたいと存じます。なお、(7)研修に必要な図書については、絶対的な基準はありませんが、精神科関係の和雑誌が1つもないとか診療に必須な基本的書物が揃っていないというのは、条件を満たしているとはいえません(本学会の精神神経学雑誌は当然あるはずですから、他に1誌購読されると最低2誌にはなるはずです)。専門医制度委員会として、現在指定する図書はありませんが、卒後研修委員会から今後推薦図書リストが提示される予定ですので、参考にしていただき、各研修施設のご判断で、研修に必要な精神科の書籍、和雑誌2誌以上を含む図書をお揃えいただきたいと思います。(4)の実習検討会、症例検討会、ケーススーパービジョン(個別症例指導)は研修の基本的な形態ですから、指導医の標準的な指導形態・内容になります。従ってこれを欠くことは研修施設として望ましくありません。

Q: 研修施設認定審査申請書のうち、①ケーススーパービジョンとは何か、申請書にはどう書くのか、④診療会議とは何かについて

A: ①指導医による症例の治療に関する個別の指導が実際に有るか否かを問うています。専門医制研修医の診察に同席しての指導する場合もあれば、カルテにもとづく指導や折々の研修医からの相談に対する指導もあると思います。指導形態は様々ですが、研修医が担当する症例に関しての個別指導を意味しています。症例報告は、研修手帳にレポートとして添付し提出するものものをさしております。F7精神遅滞の症例はもちろん研修の中で症例として扱われます。④診療会議は、科全体または病棟または外来等の診療や相談のユニット毎にもたれる診療活動等のための医師のみまたは他職種を含む会議を指しています。

Q: 研修施設の認定を受けたが、その後申請時と看護師数や医師数が変わった。指導医認定を受けた医師が1人大学の医局に戻った。看護師が多数辞めて看護基準が20:1から大幅に低下した。こういう場合、何をしたらよいのか？

A: 細則第20条には、「研修施設は、第18条により申請をした事項に変更があったときは、変更のあった時以後6ヶ月以内に専門医制度委員会に届出なければならない。」となっておりますので、研修施設認定申請書に、報告年月日、施設名、施設長＝記載者名、連絡先を記入し、以下変更事項のみを朱で記入して提出下さい。

もし変更事項が、研修施設認定に明らかに関わる事項の場合（例えば指導医がいなくなったなど）には、研修施設の認定は取り消されます。施設長および研修指導責任者は、研修施設の要件の充足・確保に、日頃からご配慮いただくようお願いいたします。

Q: ところで、研修施設の認定基準に関して、①常勤医師換算は精神科医に限定されるのか？
②常勤医師換算で、担当患者数48名以下の基準と、③看護基準について具体的に説明してほしい。

A: ①常勤医としており精神科医とはしていません。②受け持ち入院患者数（定床×年間平均稼働率／平均常勤医数）のことです。③病棟単位ではいろいろな機能分化があり、看護師数の基準も異なりますので、病院全体として20:1（旧表現4:1）としています。仮にその基準を満たしていなくても、それを補う特色ある研修プログラムの実施が可能と認定された場合には、研修施設として認定される場合があります。

Q: 総合病院で、混合病棟の中から「精神科の病床」をもらって入院治療（精神保健福祉法による入院ではない）を行っている。施設申請にあたって、このような病床は精神科病床に該当するか？

A: その病床の種別はその医療施設の届け出によって決まります。施設が精神科標榜の届け出を行っていれば、精神科病床の有無に関わらず、研修施設になりうる可能性があります。申請された施設のうち、研修施設として認定されるのは、指導医がおり、専門医制研修ガイドラインに沿った研修が仮に部分的であっても可能であると判断された施設です。

Q: クリニックの場合、研修施設の申請は可能か。

A: 研修施設申請は各施設の意志でお決めいただくことですが、クリニックでも病院等の研修施設のプログラムを分担するなどして研修指導を行うことができます。この場合、研修病院などのプログラムに明示されなければなりませんし、認定された指導医がクリニックにいないとなりません。もちろん、専門医取得予定の研修医がクリニックでの経験を積むために、クリニック勤務を希望する場合もあると思われます。

Q: 研修施設として、児童相談所は該当するか(児童相談所にも精神科医が配置されている)。

A : 日本精神神経学会専門医制度研修施設として申請できる施設タイプの3つ目に該当し、申請が可能です。申請時に指導医が一人以上必要であり、研修ガイドラインに沿ったプログラムが実施可能と判断された施設が研修施設として認定されることになります。

(以上)